



埼玉県報

第 2909 号
平成 29 年(2017 年)
6 月 16 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則（職員健康支援課）

告示

- 平成 29 年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工事に関する入札公告（入札課）
- 入間第二用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 入間第二用水土地改良区の管理規程変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道三沢坂本線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道三沢坂本線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 平成 29 年 6 月 1 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十一号

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則

埼玉県恩給支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「七日」を「二十一日」に改め、同項第二号及び第三号中「毎支給月」の下に「の七日」を加え、（一）の七日」を「の二十一日）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百十六号

平成二十九年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	南古谷第二	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡五	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生三	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
秩父市	神岡第一	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第四	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
秩父市	神岡第二	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
秩父市	向平	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
飯能市	双柳第七	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
飯能市	双柳第八	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
東松山市	東松山十一地区	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十一	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十二	平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示七百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 工事概要等

(1) 工事名

埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号ほか

(3) 工事期間

契約確定の日から平成33年3月15日（月）まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

大規模災害時等における情報収集・伝達手段の確保を目的に整備・運用している地上系防災行政無線システムが老朽化したため、再整備を行う。

イ 工事内容

県庁、県地域機関等について、次の設備の新設、更新、撤去等の整備工事を行う。

- | | |
|------------------|----|
| (7) 多重無線系システム | 一式 |
| (4) IP伝送路系システム | 一式 |
| (7) 電話交換系システム | 一式 |
| (2) 地上系一斉指令系システム | 一式 |
| (4) 監視制御系システム | 一式 |
| (4) 映像系システム | 一式 |

ウ 主な機器

- (7) 多重無線装置及びパラボラ空中線
- (4) ルータ類
- (7) 防災交換機（電話機及びファクシミリ機器を含む。）
- (2) 地上系一斉指令制御装置（指令台及び端末等を含む。）
- (4) 監視制御装置
- (4) テレビ会議用専用端末（カメラを含む。）

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（平成29年4月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（平成28年4月1日施行）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成29年

5月1日施行。以下「低入札要領」という。)及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成26年5月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成29年6月16日（金）から同年8月1日（火）まで

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与の申請

貸与を希望する者は、上記3(1)に掲載する「設計図書等貸与申請書」に必要な事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、持参による「設計図書等貸与申請書」の提出は認めない。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課防災情報無線担当 電話048-830-3177 ファクシミリ048-822-9771

イ 受付期間

平成29年6月16日（金）午前9時から同年7月6日（木）午後5時まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵便又は宅配便

(以下「郵便等」という。)により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成29年8月2日(水)までに郵便等により上記(1)アの提出先に返却すること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に確認資料を添付して、電子入札システム(電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便)により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システムにより提出された場合又は提出受付期間内に資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成29年6月19日(月)午前9時から同年7月6日(木)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成29年6月19日(月)午前9時から同年7月10日(月)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便)により、資格がない旨は電子メール及び電話により、平成29年7月13日(木)にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成29年7月25日(火)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便)

により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問を電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。

(1) 郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成29年6月19日（月）午前9時から同年6月29日（木）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同年6月28日（水）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成29年7月4日（火）までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵便又は信書便で回答するので、次の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7-1「紙入札による提出」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

平成29年7月27日（木）午前9時から同年7月31日（月）午後5時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)のとおりとする。

(4) 開札日時

平成29年8月1日(火)午前9時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(平成25年9月1日施行)(第10条第1項(1)及び(6)を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気通信工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成26年度及び平成27年度に完成した埼玉県発注工事のうち、電気通信工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

電気通信工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日

とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,500点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成29・30年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成14年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1回の契約金額（特定企業体による契約にあつては、契約金額を出資比率であん分した額）が5億円以上の下記ア又はイのいずれかに該当する工事を元請として完成させた実績を有すること。ただし、衛星通信のみの工事实績は除く。

ア 国又は都道府県の防災行政無線設備の新設、改修又は更新をシステム全体にわたり実施した工事

イ マイクロ波多重無線を用いた個別相互通信機能、一斉指令機能、データ伝送機能及び監視制御機能を有する設備の新設、改修又は更新をシステム全体にわたり実施した工事

また、その他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成19年4月1日から本件入札の公告日までの間に、電気通信工事を元請として完成させた実績を有すること。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、無線電気通信工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として工事監理に従事した経験（これらと同等と認められるものを含む。）を有する者であること。なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札要領第17条第2号の規定に基づき、現場代理人との兼務を認めない。

オ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。なお、特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

カ 追加技術者は、低入札要領第17条第4号の規定に基づき、現場代理人との兼務は認めない。

キ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出受付期間の終期日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

ク 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

コ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）

第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（平成28年8月1日施行）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（平成29年4月1日施行）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 株式会社ディナック中日本

所在地 山梨県甲府市里吉4丁目12番5号

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札要領の規定に基づく数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札要領の規定に基づく工事成績判断基準

設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課防災情報無線担当 電話048-830-3177 ファクシミリ048-822-9771

イ 依頼書提出期間

平成29年6月16日（金）午前9時から同年7月13日（木）午後5時まで

ウ 納付期限

平成29年7月31日（月）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-
4915

イ 提出期限

平成29年7月31日（月）午後5時まで

- (4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあつては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあつては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(7) 利付国債

(4) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成29年7月31日（月）午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成29年10月31日（火）までの期間を含むこと。

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載

した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

(1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

(4) 各会計年度の支払限度額

平成29年度 契約金額の概ね1割

平成30年度 契約金額の概ね3割

平成31年度 契約金額の概ね2割

平成32年度 契約金額の概ね4割

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 契約の締結に係る留意事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

21 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに

に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵便又は電話等）で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札

- オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
 - カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札
 - ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
 - シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - (7) 入札者の押印のないもの
 - (4) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
 - (6) 押印された印影が明らかでないもの
 - (5) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - (4) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (4) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (4) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (7) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの
 - ス 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者が行った入札
 - セ その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札
- (9) その他の注意事項
- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することができない。
 - イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

22 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無
無
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約後の技術提案
工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性

能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成29年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。
- (6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。
- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

23 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

24 Summary

(1) Nature of Services Required

Reconstruction of Saitama Prefectural Government Wireless Ground-Based Disaster Preparedness System

(2) Submission Period for Confirmation Application and Documents

From 9 a.m. on June 19, 2017 (Monday) until 5 p.m. on July 6, 2017 (Thursday)

(3) Submission Period for Other Necessary Documents

From 9 a.m. on June 19, 2017 (Monday) until 5 p.m. on July 10, 2017 (Monday)

(4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Mail

From 9 a.m. on July 27, 2017 (Thursday) until 5 p.m. on July 31, 2017 (Monday)

(5) Date and Time of Bidding

August 1, 2017 (Tuesday) at 9:30 a.m.

(6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-2743 FAX: 048-830-4915

告 示

埼玉県告示第七百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年五月二十四日認可した。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

入間第二用水土地改良区

二 事務所所在地

飯能市

告 示

埼玉県告示第七百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、入間第二用水土地改良区管理規程（宮沢溜池）の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 認可年月日

平成二十九年五月二十四日

二 管理規程の概要

- イ 貯水、取水又は放流に関する事項
- ロ 点検及び整備に関する事項
- ハ 溜池の保全に関する事項
- ニ 緊急事態における措置に関する事項
- ホ 観測及び調査に関する事項

告 示

埼玉県告示第七百二十号

測量計画機関である三芳町富士塚土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三芳町富士塚土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（土地区画整理事業に伴う三・四級基準点測量・三級水準点測量）

三 作業地域

入間郡三芳町大字藤久保の一部

四 作業期間

平成二十九年六月五日から平成二十九年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百二十一号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量 数値地形図データ更新

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十九年五月二十三日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第七百二十二号

測量計画機関である志木市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

志木市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

志木市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百二十三号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市神明町二丁目地内

四 作業期間

平成二十九年五月二十四日から平成二十九年八月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百二十四号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第七百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上田清司

委任番号	指定構造	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
埼玉県知事第七号	株式会社建築構造センター	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	本社 東京都新宿区新宿一丁目八番一号	本社 東京都新宿区新宿一丁目八番一号	平成二十九年六月二十一日
			福島事務所 福島県郡山市中町十一番五号	福島事務所 福島県郡山市中町十一番五号	
			埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号	埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号	

中区八丁堀十
五番六号

丁目三番十九
号

愛媛事務所

広島事務所

愛媛県松山市

広島県広島市

三番町七丁目

中区八丁堀十

十三番十三号

五番六号

福岡事務所

愛媛事務所

福岡県福岡市

愛媛県松山市

博多区御供所

三番町七丁目

町一番一号

十三番十三号

佐賀事務所

福岡事務所

佐賀県佐賀市

福岡県福岡市

駅前中央一丁

博多区御供所

目九番三十八

町一番一号

号

佐賀事務所

長崎事務所

佐賀県佐賀市

長崎県長崎市

駅前中央一丁

万才町三番四

目九番三十八

号

号

宮崎事務所

長崎事務所

宮崎県宮崎市

長崎県長崎市

川原町五番十

万才町三番四

号

号

鹿児島事務所

宮崎事務所

鹿児島県鹿

宮崎県宮崎市

児島市西千石

川原町五番十

町十一番二十

号

			番八号	牧港五丁目六	冲縄事務所
			番八号	町十一番二十	鹿児島事務所
			番八号	牧港五丁目六	冲縄事務所
			番八号	牧港五丁目六	冲縄事務所

告 示

埼玉県告示第七百二十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県春日部市南三丁目六番七号 シャルム春日部二〇六号

渡辺 厚

二 取消年月日

平成二十九年六月十四日

告 示

埼玉県告示第七百二十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県春日部市南三丁目六番七号 シャルム春日部二〇六号

渡辺 由起

二 指定年月日

平成二十九年六月十四日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡長瀬町大字本野上字町六三二番一地从先から 同郡同町大字長瀬字橋場三一四番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年六月十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年十二月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八八〇・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>三沢坂本線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡皆野町大字三沢字柳沢四四七 一番一地从から 同郡同町大字三沢字柳沢四四七一 番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年六月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五六・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>三沢坂本線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡皆野町大字三沢字茱萸ノ木四三八五番一地从先から同郡同町大字三沢字茱萸ノ木四三八七番七地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年六月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五八・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十八年十二月一日

指令川建セ第二八〇〇四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十九年五月三十日

川建セ第二九〇〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目二十六番地七 シヤローム三 二〇一号室

石井 翔太

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年四月十七日

指令川建セ第二八〇〇六五〇号

二 検査済証番号

平成二十九年六月八日

川建セ第二九〇〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町上野東三丁目二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目十一番地四

株式会社 ヤマニ 代表取締役 佐野 裕也

告 示

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県教育委員会教育長職務代理者

埼玉県教育委員会委員 岩 本 育 子

一 日時

平成二十九年六月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任命について
- ハ 埼玉県立図書館協議会委員の任命について
- ニ その他

告 示

埼玉県選管告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター（ユニット型）	埼玉県川口市大字西新井 宿千百九十三番地一
老人ホーム	社会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター（従来型）	埼玉県川口市大字西新井 宿千百九十三番地一

告示

埼玉県選管告示第二十三号

平成二十九年六月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二一、九〇八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六一、九二四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六七、九八五人
南第二区 川口市	一四六、二九五八人
南第三区 さいたま市西区	二四、四九七人
南第四区 さいたま市北区	四〇、〇〇一人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、二三一人
南第六区 さいたま市見沼区	四四、六四三人
南第七区 さいたま市中央区	二七、三九三人
南第八区 さいたま市桜区	二六、三二九人
南第九区 さいたま市浦和区	四三、三九二人
南第十区 さいたま市南区	五〇、一四四人

南第十一区	さいたま市緑区	三二、八二〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三一七人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、四二三人
南第十四区	桶川市	二一、一九八人
南第十五区	北本市	一九、三〇九人
南第十六区	鴻巣市	三三、五八七人
南第十七区	志木市	二〇、七二六人
南第十八区	新座市	四五、三四七人
南第十九区	蕨市	一九、九三二人
南第二十区	戸田市	三五、八七八人
南第二十一区	朝霞市	三七、二三三人
南第二十二区	和光市	二二、一〇〇人
西第一区	所沢市	九六、三八八人
西第二区	入間市	四一、七四七人
西第三区	飯能市	二二、九三四人
西第四区	狭山市	四三、四一六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、五八五人
西第六区	富士見市	三〇、四七三人
西第七区	川越市	九七、二〇七人
西第八区	日高市	一五、七五九人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、五七八人
西第十区	坂戸市	二七、九一〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、四九二人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、七七四人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、四七二人
北第一区	秩父市	一八、一九二人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、七七四人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三四、一四〇人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、九二九人
北第五区	熊谷市	五五、八七五人
東第一区	行田市	二三、三四六人
東第二区	羽生市	一五、四七〇人
東第三区	加須市	三二、〇〇六人
東第四区	久喜市	四三、五三三人

東第五区	蓮田市	一七、六九七人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三一六人
東第七区	春日部市	六六、九二三人
東第八区	越谷市	九三、五七九人
東第九区	八潮市	二三、七七七人
東第十区	三郷市	三八、三五二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、八五五人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、五七四人